

大隅国建久岡田帳に関する一考察

日 隈 正 守*

(2017年10月24日 受理)

A Study on the Kenkyu-Zudencho in the Osumi Province

HINOKUMA Masamori

要約

本稿では、鎌倉初期に編纂された大隅国建久岡田帳の記載事項について考察した。その結果、帖佐郡・蒲生院は大隅国内における交通上の重要地であるため大隅国衙が強い支配下に置きたいと考えていたこと、大隅国建久岡田帳加治木郷・禰寝南俣項の大隅国正八幡宮領の記載が簡略であったのは、両地域が一種の混乱状態であった結果であること、大隅国菱刈郡内等に宮崎八幡宮浮免田が設定されている理由は、平安後期大宰府や宮崎八幡宮を事実上支配下に置いた島津荘領主藤原忠実が宮崎八幡宮浮免田設定に協力した結果であること等を明らかにした。

キーワード：大隅国建久岡田帳 帖佐郷 蒲生院 加治木郷 禰寝南俣 宮崎八幡宮浮免田

はじめに

大隅国建久岡田帳は、中世初期の大隅国に関する貴重な史料である。大隅国建久岡田帳については、五味克夫氏が複数の写本を校合して本文を復元し史料性格を明らかにしている⁽¹⁾。大隅国建久岡田帳は、中世初期大隅国の歴史研究に関する貴重な史料である。大隅国建久岡田帳は、今迄大隅国正八幡宮領研究⁽²⁾や島津荘研究⁽³⁾、大隅国荘園公領制研究⁽⁴⁾等に活用されてきた。

但し大隅国建久岡田帳については、記載内容について検討を要する部分が幾らか存在する。本稿では、大隅国建久岡田帳に関する疑問点について考察していく。

* 鹿児島大学教育学系 教授

(一) 大隅国建久岡田帳について。

大隅国建久岡田帳は、薩摩国建久岡田帳や日向国建久岡田帳と異なり『島津家文書』の中に収められていない。五味克夫氏は、伝来している複数の大隅国建久岡田帳写本を校合して本来の記載内容を復元し、大隅国建久岡田帳を分析して大隅国における荘園公領の存在形態を解明した⁽⁵⁾。

伝来している大隅国建久岡田帳の写本は、大隅国一宮大隅国正八幡宮⁽⁶⁾の社家隈元家⁽⁷⁾、同社家桑幡家⁽⁸⁾等に伝来している⁽⁹⁾。五味氏は、桑幡家に伝来する大隅国建久岡田帳写を定本として他の写本と校合し比較、校合し検討を加えている。本稿では、五味氏が復元した大隅国建久岡田帳の記載内容について、再検討を要する部分について考察していく。

(二) 帖佐郡・蒲生院における正宮（大隅国正八幡宮）領の記載について。

先ず大隅国建久岡田帳の記載について確認しておきたい。大隅国建久岡田帳における大隅国正八幡宮領記載の一般的な例として、大隅国曾野郡項を史料①として掲げる⁽¹⁰⁾。

史料①

曾野郡二百廿九丁四段大

正宮領五十六丁一段 本家八幡 地頭掃部頭

御供田十四丁七段

寺田十五丁七段

国方所当弁田

万徳五丁二段^{丁別十疋}

恒見廿丁五段^{丁別十九疋三丈}

国方

公田八十一丁

重枝廿丁 郡司藤原篤守所知

重富三十三丁 税所藤原篤用所知

件兩名依令私奉寄於正宮、耕作御佃三丁也

用松十五丁 藤原篤頼所知

弟子丸五丁 田所建部宗房所知

重武三丁 税所藤原篤用所知

元行五丁 権大掾建部近信所知

寺田九丁六段半^{仏性灯油料}

経講浮免田五十三丁六段大^{聖朝府国御祈禱料、於正宮御宝前講衆各請募之}

府社五丁七段 大府御沙汰

島津御庄永利廿三丁三段三丈 殿下御領 地頭衛門兵衛尉

(右脱カ)

史料①には、正宮一円領（大隅国正八幡宮領の中で大隅国衙に対して納めるべき税を免除さ

れている田⁽¹¹⁾）、国方所当弁田（大隅国正八幡宮領の中で大隅国衙に所当を納めている田⁽¹²⁾）、国方（大隅国衙領、大隅国衙に税を納めている田⁽¹³⁾）、寺田（広い意味で大隅国正八幡宮領⁽¹⁴⁾）、経講浮免田（朝廷・大宰府・国衙の支配安泰を祈願する祈祷費用を捻出するために国衙領に設定された免田⁽¹⁵⁾）、府社（大宰府の直接支配下にある神社⁽¹⁶⁾）、島津荘域の順に記載されている。この記載順は、大隅国建久図田帳の他の郡院郷部分も概ね同じである。

注目されるのは、史料①では御供田・寺田等は正宮一円領として記載されている。大隅国において、曾野郡以外に小河院・桑東郷・桑西郷・吉田院・栗野院では御供田・寺田・小神田・御服田・大般若は正宮一円領として記載されている⁽¹⁷⁾。しかし帖佐郡においては、御供田・寺田等が正宮一円領とはなっていない。大隅国建久図田帳帖佐郡項を史料②として掲げる。

史料②

(二カ)

帖佐郡二百七十一丁大

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭
為半不輸、正税官物者弁済於国衙也

御供田九丁七段小

寺田廿六丁六段

小神田六十四丁九段半

大般若三丁

(田脱力)

経講浮免十四丁二段^{聖朝府国御祈禱料}

国方所当弁田

万徳五丁三段大^{丁別十疋}

恒見八丁七段大^{丁別十九疋三丈}

宮吉五丁^{丁別八疋}

正政所十丁^{丁別十五疋}

権政所五丁^{丁別十五疋}

公田六十八丁四段半^{丁別廿疋村々十箇所}

史料②では、他の郡院郷では正宮一円領となっている御供田・寺田等には「為半不輸、正税官物者弁済於国衙也」と記載されている⁽¹⁸⁾。この記載から御供田・寺田・小神田・大般若は、大隅国正八幡宮半不輸領であることが確認される。即ち帖佐郡内には、大隅国正八幡宮一円領は存在しない。

大隅国建久図田帳蒲生院項においても、大隅国正八幡宮領の中の御供田・大般若・寺田・小神田には「為半不輸、正税官物者弁済於国衙也」と記載されている。蒲生院においても、大隅国正八幡宮一円領は存在していないことが確認される。

大隅国衙と大隅国正八幡宮とは緊密な関係を有しているにも関わらず⁽¹⁹⁾、帖佐郡と蒲生院

では、大隅国正八幡宮一円領は存在せず、帖佐郡や蒲生院内の全大隅国正八幡宮領に大隅国衛の支配が及んでいる。このことは、従来あまり考察されて来なかった⁽²⁰⁾。本節では、帖佐郡・蒲生院に大隅国正八幡宮一円領が存在しない理由について考察していく。

蒲生院から帖佐郡にかけては、薩摩国府と大隅国府との間を結ぶ官道が通過している。また蒲生院から帖佐郡にかけて別府川が流れている。別府川は、平安・鎌倉期大隅国における重要な河川交通路であったと考えられる。別府川を掌握した蒲生院司であったと考えられる蒲生氏は、別府川や鹿児島湾を利用した交易・流通を掌握し勢力を拡大した可能性が指摘されている。また別府川中下流には平野も広がっている⁽²¹⁾。大隅国建久図田帳に記載された帖佐郡の田数は、大隅国内では多い方である⁽²²⁾。平安中期大隅国府が帖佐郡域にあったと考える説もある⁽²³⁾。

上記のことから帖佐郡・蒲生院は、大隅国内における交通上の重要地であり、多くの田が存在していたことが確認される。大隅国衛は帖佐郡・蒲生院に対する支配権を維持するために、帖佐郡・蒲生院内の大隅国正八幡宮領を一円領化させなかったと考えられる。

(三) 加治木郷・禰寝南俣について。

大隅国建久図田帳の中で、大隅国正八幡宮領の記述で気になる部分が存在する。大隅国加治木郷項である。大隅国建久図田帳加治木郷項を、史料③として掲げる。

史料③

加治木郷百廿一丁七段半

正宮新御領 本家八幡 地頭掃部頭

公田永用百六丁二段半 郡司大蔵吉平妻所知

件名雖為社領分、号府別府、以数百余丁宛五十丁、所当准千疋、残六十余丁不弁济府
国両方、恣私用也、動不随国務也、

鍋倉村三丁 僧忠覚所知

宮永八丁 正宮修理所酒井為宗所知

万徳四丁五段

史料③によると、加治木郷の中に大隅国正八幡宮半不輸領（大隅国正八幡宮と大隅国衛の両方に税を納める田⁽²⁴⁾）である宮永八丁（町）・万徳四丁五段等が存在している。史料④の冒頭に、「正宮新御領」と記載されている。加治木郷公田永用名は、加治木郷郡司大蔵吉平の妻が名主として支配している。永用名は、大隅国正八幡宮に寄進され大隅国正八幡宮の社領となっている。しかし加治木郷郡司大蔵吉平妻側は、加治木郷を大宰府の府別府であると称して、永用名から大隅国衛・大宰府に納めるべき年貢を五十丁分しか納めていない。永用名のそれ以外の分の年貢は大隅国衛・大宰府両方に納めず「私用」し、大隅国衛の支配に従わない場合が多いことが記載されている。

加治木郷が全体として「正宮新御領」として記載されているのは、公田永用名が大隅国正八幡宮に寄進された結果であると指摘されている⁽²⁵⁾。寄進された時期は、大隅国建久岡田帳「島津庄新立庄」の事例をふまえると、十二世紀半ば頃であると考えられる。

加治木郷公田永用名が大隅国正八幡宮へ寄進された理由について考察する。永用名名主である加治木郷司大蔵氏は、永用名を大宰府の別府であると称したことから大宰府府官関係者であることが推測される。加治木郷司大蔵氏は、大宰府の役人である大蔵氏の一族であると考えられる。加治木郷司大蔵氏は、交易に関心を持っていたと考えられる⁽²⁶⁾。大隅国正八幡宮も交易に関係していた可能性がある⁽²⁷⁾。加治木郷司大蔵氏は、大隅国正八幡宮と結びつくことにより交易利潤を獲得することを意図して大隅国正八幡宮と結びつくために、加治木郷永用名を大隅国正八幡宮に寄進したと考えられる。

なお加治木郷の中には寺田・小神田が存在することが建治二年（一二七六）八月 日付大隅国守護所石築地役配符写に記載されている⁽²⁸⁾。寺田は、既に平安後期に成立していたと考えられる⁽²⁹⁾。しかし鎌倉初期における幕府と加治木郷司大蔵氏との緊迫した関係の中での大隅国建久岡田帳作成事情により、加治木郷内の寺田・小神田は記載漏れとなったと考えられる。

大隅国建久岡田帳禰寝南俣項についても、大隅国正八幡宮領としてのあまり詳しい記載がない。この理由について次に考察したい。大隅国建久岡田帳禰寝南俣項を史料④として掲げる。

史料④

禰寝南俣四十丁

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

郡本三十丁^{丁別廿疋} 元建部清重所知

賜大将殿御下文、菱刈六郎重俊知行之、但去文治五年以後、号府別府、以多丁并四百疋之外、不弁社家年貢、不随国務、任自由、知行之

佐汰十丁^{丁別廿疋}

賜大将殿御下文、建部高清知行之

史料④によると禰寝南俣は四十丁と記載されていて、郡本三十丁と佐汰（佐多）十丁に分かれている。郡本三十丁は、元の領有者は建部清重である。大隅国建久岡田帳が作成された時期は、大将殿（源頼朝）の下文を得て菱刈六郎重俊が知行している⁽³⁰⁾。但し文治五年（一一八九）以後は、菱刈重俊は禰寝南俣を大宰府の府別府であると主張し、大隅国衙には四百疋以外の年貢を納めていない。また禰寝南俣は大隅国正八幡宮の社領（大隅国衙にも税を納める半不輸田⁽³¹⁾）であるにも関わらず、菱刈重俊は大隅国正八幡宮に年貢も納めていない。菱刈重俊は、禰寝南俣を大隅国衙の支配にも従わず、「自由」に支配していると大隅国建久岡田帳に記載されている。

佐汰（佐多）十丁は、大将殿（源頼朝）の下文を得て建部高清が知行している。佐汰十丁に

については、建部氏が領有権を維持していることが確認される。

禰寝南侯郡本の領有者が建部清重から菱刈重俊に交代した理由は、後述のように建部清重の父清房が姻族藤原氏との間の禰寝南侯の領有権を巡る相論において、自分の立場を有利にするために平氏と結びついたため、平氏を滅亡させた源頼朝により領地没収された結果であると考えられる。

平安末期の承安三年（一一七三）大隅国菱刈郡「住人」藤原高平は、妻建部清貞娘西念と共に謀し建部清貞の子清房が領有する禰寝南侯の領有権を主張した⁽³²⁾。藤原高平は、島津荘寄郡菱刈郡⁽³³⁾の領主で、禰寝南侯領主建部氏姻族の立場で交易拠点であると考えられる禰寝南侯における交易収入を獲得するために禰寝南侯の領有権を主張したと考えられる。

禰寝南侯領有権を巡る相論が起きた承安三年（一一七三）は関白藤原基房が大宰府を知行していた時期で、藤原高平は島津荘域の領主、また平氏に結びついた建部清房と対立する立場で藤原基房に働き掛けたと考えられる。その結果藤原高平は、大府宣を得て禰寝南侯の領有権を強く主張した。

禰寝南侯領有権を巡る相論の中で、建部清房は又従兄弟親清と共に、大府宣を得た藤原高平・重妙兄弟を殺害した。この後清房は平氏との結びつきを強化し、平氏と敵対する後白河院の使者時遠と交戦し、その結果清房は、時遠に殺害された。この後建部清房の子清重は平氏に味方したことにより、源頼朝から禰寝南侯を没収された。禰寝南侯は、源頼朝により藤原重俊に与えられた⁽³⁴⁾。禰寝南侯は、島津荘域菱刈郡領主藤原氏が領有している状態であったために、大隅国建久岡田帳禰寝南侯項における大隅国正八幡宮領の記載はあまり詳しくはない。

時代は下るが、永享三年（一四三一）三月 日付大隅国司庁宣写⁽³⁵⁾によれば、禰寝南侯項に寺田・小神田が存在していることが記載されている。同国司庁宣写到に記載されている禰寝南侯の寺田・小神田は、史料的に確認は出来ないが、成立時期は平安後期であると考えられる⁽³⁶⁾。恐らく禰寝南侯では、寺田・小神田は平安後期に成立していたと考えられるが、大隅国建久岡田帳では禰寝南侯は島津荘域菱刈郡領主藤原氏が領主であったために、大隅国正八幡宮領の記載は余り詳細に記載されなかったと考えられる。

上記のように大隅国建久岡田帳加治木郷・禰寝南侯項における大隅国正八幡宮領に関する記載が簡略であるのは、加治木郷・禰寝南侯が一種の混乱状態にあったことによると考えられる。

(四) 筥崎宮浮免田について。

大隅国建久岡田帳には、筥崎八幡宮の浮免田が記載されている。大隅国建久岡田帳に記載されている筥崎八幡宮浮免田関係記載部分を史料⑤として掲げる。

史料⑤

菱刈郡百三十八丁一段

郡本

賜大将殿御下文、三郎房相印知行之

入山村宮崎宮浮免田

賜同御下文、千葉兵衛尉沙汰之

(中略)

筒羽野四十八丁五段一丈

件村者宮崎浮免田以四十余丁押募十五丁、残不随国務、恣弁济使私用之

史料⑤によれば、島津荘寄郡の中の菱刈郡入山村に宮崎八幡宮の浮免田が設定されていることが記載されている。入山村は、千葉兵衛尉（千葉常胤）が大将殿（源頼朝）の下文を賜り支配している。筒羽野村では、宮崎八幡宮浮免田四十余丁を強引に十五丁に定めて、それ以外は大隅国衛の支配に従わず、筒羽野村の人々から収取した年貢を弁済使が私的に用いていることが記載されている。菱刈郡や筒羽野村における当該期の在地構造については研究があるし⁽³⁷⁾、今後自分なりに検討していきたいと思う。本稿では、菱刈郡入山村や筒羽野村に宮崎八幡宮の浮免田が設定されている理由を考察したい。

島津荘領主藤原忠実は、十二世紀半ば頃大宰府を知行していた⁽³⁸⁾。忠実が大宰府を知行していた時、宮崎八幡宮は神人等が大宰府に濫行したために、石清水八幡宮から没収されて大宰府の管理下に置かれていた⁽³⁹⁾。宮崎八幡宮の鎮護国家的性格、対外的脅威を鎮める性格⁽⁴⁰⁾を重視した忠実は、日本国最南端に位置する島津荘の領主として、島津荘域に宮崎八幡宮の浮免田を設定したと考えられる。この結果、菱刈郡入山村や筒羽野村に宮崎八幡宮の浮免田が設定されたと考えられる。

おわりに

本稿では、中世前期における大隅国の歴史研究のための貴重な史料である大隅国建久岡田帳について、幾つか疑問点を考察した。その結果帖佐郡・蒲生院は大隅国内における交通上の重要地であるため大隅国衛が強い支配下に置きたいと考えていたこと、大隅国建久岡田帳加治木郷・禰寝南俣項の大隅国正八幡宮領の記載が簡略であったのは、両地域が一種の混乱状態であった結果であること、大隅国菱刈郡内等に宮崎八幡宮浮免田が設定されている理由は、島津荘領主藤原忠実が大宰府を知行し、当該期大宰府の管理下にあった宮崎八幡宮を経済的に支援するために島津荘域に宮崎八幡宮の浮免田を設定したと考えられること等を明らかにした。

しかし今回分析した項目にしても今後更に深く分析する必要がある。また大隅国建久岡田帳の記載で、今後検討すべき点が多い。大隅国建久岡田帳に関する研究は、今後更に積み重ねていく必要がある。今後も大隅国建久岡田帳について研究を進めていきたい。

(付記) 本稿は鹿児島大学法文教育学域法文学系教授丹羽謙治氏を代表とする科学研究費助成事業基盤研究 (B)「鹿児島県の歴史資料ネットワークの実践と展開」の成果の一部である。

-
- (1) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考―諸本の校合と田数の計算について―」(『日本歴史』142、昭和三十五年、平成二十八年に同『戎光祥研究叢書第9巻 鎌倉幕府の御家人制と南九州』戎光祥出版に再録)を参照。
 - (2) 五味克夫「大隅国正八幡宮領吉田院小考」(『鹿児島大学法文学部紀要文学科論集』6、昭和四十五年)、同「正八幡宮領加治木郷について」(『鹿児島中世史研究会報』31、昭和四十七年、平成二十八年に同『戎光祥研究叢書第9巻 鎌倉幕府の御家人制と南九州』に再録)、同「大隅国正八幡宮領帖佐郷小考」(『鹿児島大学法文学部紀要文学科論集』8、昭和四十八年、平成二十八年に同『戎光祥研究叢書第9巻 鎌倉幕府の御家人制と南九州』に再録)、同「大隅国正八幡宮社家小考」(竹内理三博士古稀記念会編『統荘園制と武家社会』吉川弘文館、昭和五十三年、平成二十八年に同『戎光祥研究叢書第9巻 鎌倉幕府の御家人制と南九州』に再録)、拙稿「中世前期における一宮支配体制」(『古文書研究』37、平成五年)、拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」(『年報中世史研究』31、平成十八年)、同「平安後期から鎌倉期における大隅国正八幡宮の禰寝院支配」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』61、平成二十二年)、同「大隅国正八幡宮領帖佐郷に関する一考察―神王面事件を中心に―」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』

- 65、平成二十六年）、同「大隅国正八幡宮領の形成過程一大隅国の事例を中心に」（『古代文化』66-2、平成二十六年）等。
- (3) 徳重浅吉「鎮西島津の庄、その成立・増大・住人並伝領」（『大谷学報』10-4、昭和四年、同十三年に同『日本文化史の研究』目録書店に再録）、『鹿児島県史』1（鹿児島県、昭和十四年）、第三編国司時代、第八章島津庄の起源とその発達。竹内理三「薩摩の荘園一寄郡について」（『史淵』75、昭和三十三年、平成十年に同『竹内理三著作集⑦ 荘園史研究』角川書店に再録）、工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について」（『京都大学読史会創立五十年記念国史論集』、昭和三十四年、同四十四年に同『九州庄園の研究』塙書房に再録）、同「遠隔地荘園の支配構造—鎮西島津庄における領家支配の変遷」（『史林』45-1、昭和三十七年、同四十四年に同『九州庄園の研究』に再録）、五味克夫「大隅国御家人菱刈・曾木氏について—曾木文書の紹介を中心に—」（『鹿児島大学文学部史学科報告』13、昭和三十九年）、同「肥後氏と多福島氏—南北朝期関係史料の紹介—」（『種子島民俗』17、昭和四十年）、同「鎌倉時代の御家人並びに島津庄大隅方の荘官について」（『鹿児島史学』12、昭和四十年）、同「島津庄大隅方鹿屋院小考」（『鹿児島大学法文学部紀要文学部論集』1、昭和四十年）、同「鎌倉時代の肝付郡と肝付氏」（『高山郷土誌 鹿児島県肝属郡高山町、昭和四十一年）、同「島津庄大隅方申良院小考」（『鹿児島大学法文学部紀要文学部論集』5、昭和四十四年）。鈴木国弘「鎮西島津庄寄郡の歴史的位置—「国衛直領」研究序説—」（『史林』53-3、昭和四十五年）、海老澤衷「辺境荘園の成立過程とその存在形態—鎮西島津庄を中心として—」（『民衆史研究』15、昭和五十二年、平成十二年に同『荘園公領制と中世村落』校倉書房に再録）、奥野中彦「鎮西島津庄の成立と展開—一寄郡制の再検討—」（『鹿児島県立短期大学紀要』34、昭和五十八年、同六十三年に同『日本における荘園制形成過程の研究』三一書房に再録）、拙稿「島津荘に関する一考察—成立期を中心に—」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』66、平成二十七年）等。
- (4) 工藤敬一「九州荘園の成立と源平争乱」（井上辰雄編『古代の地方史1（西海編）』朝倉書店、昭和五十二年、平成四年に同『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版に再録）。拙稿「荘園公領制の形成過程に関する一考察—大隅国の場合—」（『熊本史学』68・69、平成四年）、同「大隅国における建久岡田帳体制の成立過程」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』60、平成二十一年）、同「大隅国における建久岡田帳体制の成立過程—禰寝院の事例を中心に—」（『鹿児島大学稲盛アカデミー研究紀要』1、平成二十一年）、同「平安後期から鎌倉期における大隅国正八幡宮の禰寝院支配」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』61、平成二十二年）等。
- (5) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (6) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、平成十二年）、諸国一宮の概要、大隅国項。
- (7) 隈元家が「大隅国正八幡宮神官酒井氏一族で大隅国正八幡宮修理所検校職を世襲した系統であることは、五味克夫「大隅国御家人酒井氏について」（御家人制研究会編『御家人制の研究』（吉川弘文館、昭和五十六年）、平成二十九年に同『戎光祥研究叢書第13巻』南九州御家人の系譜と所領支配』戎光祥出版に再録）を参照。
猶五味氏の上記論文によれば、隈元家相伝文書の主なものは、現在鹿児島市神宮（大隅国正八幡宮の後身、現鹿児島県霧島市隼人町内に鎮座）に永久寄託され、『鹿児島市神宮文書』として整理・成巻されている。隈元家にはこの他に相伝された文書が存在していた。鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ9』（鹿児島県、平成十四年）、鹿児島市神宮文書項、隈元文書項を参照。
- 但し隈元家に相伝されていた文書の中には、五味氏も指摘されているように、大隅国建久岡田帳写は存在していない。
- (8) 桑幡家が「大隅国正八幡宮の神官であったことについては、五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」を参照。
桑幡家文書は、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ10』（鹿児島県、平成十七年）、桑幡家文書項を参照。
猶桑幡家文書には、大隅国建久岡田帳の写本が二種類伝来している。一種類は、鹿児島大学法文教育学域法文学系教授丹羽謙治氏を代表とする科学研究費助成事業（基盤研究（B）「鹿児島県の歴史資料ネットワークの実践と展開」の一環として平成二十八年度に鹿児島県霧島市隼人歴史民俗資料館（鹿児島県霧島市隼人町内）で、他の一種類は平成二十九年度に鹿児島県歴史資料センター黎明館で、各々調査・デジタルカメラによる写真撮影を行った。本稿では、この時に撮影した写真も桑幡家文書内大隅国建久岡田帳の記載内容を確認する際に使用している。
- (9) 大隅国建久岡田帳諸写本の相互関係や校合及び本文復元、内容分析については、五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」を参照。
- (10) 本稿で大隅国建久岡田帳を掲げる場合は、五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」に掲げてある文章を、丹羽謙治氏を代表とする科学研究費助成事業（基盤研究（B）「鹿児島県の歴史資料ネットワークの実践と展開」の一環として調査・撮影した写真を照合して使用する。猶史料引用の際は、正字体、新字体で統一する。
- (11) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (12) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (13) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (14) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」、拙稿「中世前期における一宮支配体制」（『古文書研究』37、平成五年）。
- (15) 網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史⑩ 四国・九州地方の荘園』（吉川弘文館、平成十七年）、大隅国項。
- (16) 正木喜三郎「府領形成の一考察」（『西日本史学』18、昭和四十一年、平成三年に同『大宰府領の研究』文献出版に再録）、同「府領考」（竹内理三編『九州史研究』（御茶の水書房、昭和四十三年、平成三年に同『大宰府領の研究』に再録））。
- (17) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。

- (18) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考一諸本の校合と田数の計算について一」。
- (19) 拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」(『年報中世史研究』31、平成十八年)。
- (20) 網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史⑩ 四国・九州地方の荘園』、大隅国項に帖佐郡・蒲生院に大隅国正八幡宮一円領が存在していない事実のみ言及している。
- (21) 深野信之「大隅国柔原郡における奈良・平安時代の一様相一鹿児島県始良市船津「春花地区遺跡群」の調査成果から一」(『鹿児島考古』42、平成二十四年)。
- (22) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考一諸本の校合と田数の計算について一」、平田信芳「一・古代の大隅」(『歴史の道調査報告書第二集 大口筋・加久藤筋・日向筋』(鹿児島県教育委員会、平成六年))。
- (23) 平田信芳「一・古代の大隅」。
- (24) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考一諸本の校合と田数の計算について一」。
- (25) 江平望「建久末年の薩摩・大隅両国の事情一大隅国正八幡宮造営問題をめぐって一」(『ミュージアム知覧』4、平成十年)。
- (26) 拙稿「大隅守菅野重忠殺害事件の背景に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』68、平成二十九年)。
- (27) 重久淳一「宮内地区の発掘調査」(『霧島市文化財調査報告書 大隅正八幡宮関連遺跡群一総合調査報告書一』(霧島市教育委員会、平成二十三年))。
- (28) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ⑥』(鹿児島県、平成八年)、調所氏家譜、史料番号49号、五味克夫「正八幡宮領加治木郷について」、拙稿「中世前期における一宮支配体制」。
- (29) 拙稿「中世前期における一宮支配体制」。
- (30) 五味克夫「大隅の御家人について(上)」(『日本歴史』130、昭和三十四年、平成二十九年に同『(戎光祥研究叢書第13巻) 南九州御家人の系譜と所領支配』に再録)。
- (31) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考一諸本の校合と田数の計算について一」。
- (32) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺諸氏系譜①』(鹿児島県、昭和六十四年)、旧記雑録月報(11)。
- (33) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考一諸本の校合と田数の計算について一」。
- (34) 拙稿「大隅国における建久岡田帳体制の成立過程一禰寝院の事例を中心に一」。
- (35) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ⑥』、調所氏家譜、史料番号49号。
- (36) 拙稿「中世前期における一宮支配体制」。
- (37) 五味克夫「大隅国御家人菱刈・曾木氏について一曾木文書の紹介を中心に一」、同「大隅国御家人菱刈・曾木氏再説」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相(下)』吉川弘文館、平成元年)。
- (38) 五味文彦「院政期知行国制度の基礎的考察」(『史学雑誌』92-6、昭和五十八年、同五十九年に同『院政期社会の研究』山川出版社に再録)。
- (39) 広渡正利編『宮崎宮史』(文献出版、平成十一年)、第二編 宮崎宮編年史料古代中世篇、保延六年(一一四〇)項。
- (40) 広渡正利編『宮崎宮史』、第一編 宮崎宮史、第一章平安期の宮崎宮。